



なでしこ



令和4年(2022年)9月15日

No.16

R4 年度運動会スローガン 『心を燃やせ 草津小』

校長 中村 真理子

上記の標題は、児童会「本部委員会」の子どもたちが、10月1日(土)の「運動会」に向けて考えてくれたスローガンです。このスローガンを受けて、今、学校では子どもたちも教職員も、それぞれのめあてに向かって、心を燃やし始めているところです。

このように、校内では「運動会」に向けての準備が本格化しています。今年度も、コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、運動場と教室のオンライン中継システムを活用しながらの開催となります。

今年度は2年ぶりに全学年で団体演技を実施するなどして、学年・学級の結束力を高めていきます。また、互いに競い合い、高め合うことを通して、色ごとに分かれた異学年集団がまとまり、仲間との絆を深める姿が見られることだと思います。さらに高学年では、リレーの順番を決めたり、作戦を立てたり、バドンパスの練習をすることで、初めはバラバラだった心が一つにまとまり、学級みんなの心が一つになっていくことでしょう。子どもたちが一つのことに夢中になっている姿、汗をかき努力する姿、それを支え指導する教職員の姿、それぞれ素晴らしいものになっていると思っています。



くわえて、高学年の子どもたちは、自分の学年の競技だけではなく、各学年や全校での競技を支えるために、応援・決勝・競技準備などの係を担うなど、様々な立場で「運動会」を支えていく予定です。裏方としての活動も多くなりますが、やりがいと責任を感じながら、頑張ってもらいたいと思います。

「運動会」は草津小の子どもたち全員が主役です。子どもたち一人ひとりの持っている力を最大限発揮し、自分らしく輝けるよう、教職員一同心を合わせて、コロナ禍に負けない素晴らしい「運動会」を創り上げていきます。ぜひ、今年度もご家庭や地域の皆様のご声援をお願いします。



草津小「運動会」プログラム



順番	場所	種目名	学年	開始時刻
1	教室	開会式(オンライン)	全校	8:05
2	教室	ラジオ体操(オンライン)	全校	8:15
3	レーン	4年 徒競走	4年	8:40
4	レーン	3年 徒競争	3年	8:55
5	フィールド	3,4年 団体演技	3,4年	9:10
6	フィールド	児童会種目	3,4,5年	9:25
運動場に出ている学年・保護者の入れ替え(10分間)				
7	レーン	2年 徒競走	2年	9:50
8	レーン	1年 徒競走	1年	10:05
9	フィールド	1,2年 団体演技	1,2年	10:20
10	フィールド	児童会種目	1,2,6年	10:35
運動場に出ている学年・保護者の入れ替え(10分間)				
11	トラック	5年 リレー	5年	11:00
12	トラック	6年 リレー	6年	11:15
13	フィールド	5,6年 団体演技	5,6年	11:30
14	フィールド	閉会式(オンライン)	全校	11:45

【5,6年運動会運営の役割】
★5,6年生全員が次の役割に分かれて、運営を手伝ってくれます。

- ①応援 ②決勝 ③記録得点
- ④準備 ⑤招集 ⑥救護 ⑦放送
- ⑧本部

※詳細は、後日配付させていただきます
プログラムや案内文等をごらんください。



【草津小 HP に、子どもたちの活動等を毎日更新中。「配付物」等も順次掲載しています。ぜひアクセスを!】



「ともだち」を表す二つの漢字があります。一つは「友」。かばうように曲げた手を二つ合わせた字で、仲良く助け合う仲間という意味を表しています。もう一つは「朋」。糸でつながった「貝」が二つ並んでできた字です。昔、貴重な宝物だった「貝」が並ぶことで、それくらい大切な仲間、よきライバルを表しています。

どちらも「ともだち」を表す漢字ですが、いじめをなくすために草津小のみんなが助け合う「友」、勉強や運動で互いに高め合う「朋」。「運動会」や当日までの練習では、色別対抗として勝敗を競いますが、競技で張り合った相手を、表彰式では互いに拍手で讃え合える関係が大切です。日頃からその気持ちを大切に、互いの努力や頑張りを讃え合う、よさや持ち味を認め合う仲間としての「朋」であれば、いじめはおこらないと思います。

だからといって、「嫌な思いをすること」が全くなくなるとは限りません。それがいじめにつながらないよう、自分の心にブレーキをかける。相手の心にもブレーキをかけさせる。草津小の子どもたちが、お互いに「友」として、または「朋」として、大切な仲間であってほしいと思います。



1. 「いじめ」の定義やとらえかたについて、お知らせします。

●いじめの定義は、平成25年に定められた『いじめ防止対策推進法』第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

●個々の行為や言葉等が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、子ども本人が「いじめ」と感じたものは、すべて、「いじめ」としてとらえます。

●そのため、例えば、好意で行ったことや、悪意ない言動などが、意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまうといった場合でも、いじめ防止対策推進法が定義する「いじめ」となる場合もあると考えています。

2. 「いじめ」の認知件数が増えることは、心配なことではないと考えています。



●本校では、「いじめ」がなくなることを目指して、学校づくりに取り組んでいます。しかし、「いじめ」の認知件数が増えることを、必ずしも心配なことであるととはとらえていません。本校の教職員が、一見小さなことでも見逃さず、見過ごさずに「いじめ」と認知して、対応や指導を行うことができた結果ととらえています。

本校では、トラブル（いじめ・暴力・けんか・持ち物の破損等・紛失・器物損壊等）が起きた時は、些細なことであれ、関係のある保護者すべての皆さんに、そのことをお伝えするようにしています。当然、保護者の方にお伝えする前には、子どもたちから、話を聞きとって、事実を確認し、保護者の方に状況をお話させていただいているところです。

心身共に成長段階にある子どもたちは、様々なことを経験し、乗り越えて、心の成長を重ねていきます。子どもたちが、トラブル等を乗り越えて、前に進んでいくには、保護者の皆様と学校との『信頼関係があってこそ』と、心から感じているところです。

草津小の子どもたちが、楽しく、喜んで、安心して学校に通える状況をつくるために、保護者・地域の皆様の見守りとお力添えを、どうぞよろしくお願い致します。

